

奈良県告示第三百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和三年三月十九日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
大久保 真由美	訪問鍼灸マッサージKEIR OW法隆寺ステーション 生駒郡斑鳩町法隆寺東一丁目 二番二九号	令和三年三月一日
松島 美智子	訪問鍼灸マッサージKEIR OW法隆寺ステーション 生駒郡斑鳩町法隆寺東一丁目 二番二九号	令和三年三月一日